

公示用

令和3年度施行

設計書

業務名 林相判読実施業務

札幌市建設局みどりの推進部

業務名 林相判読実施業務

| | | | |
|----|------|--------|---|
| 一金 | 総委託費 | | 円 |
| | 内訳 | 設計委託費 | 円 |
| | | 消費税相当額 | 円 |

業務説明書

1 業務の説明

本業務は森林経営管理法に基づいた森林経営管理権集積計画等の作成を見据えて、貸与する航空写真データ等を活用して林相判読を実施し、林相区分図を作成する。

2 業務対象区域 本市の指定する森林約1,400ha（約1,050小班）

3 業務の概要

- | | |
|--------------|----|
| (1) 林相判読 | 一式 |
| (2) 現地確認 | 一式 |
| (3) GISデータ整備 | 一式 |
| (4) 報告書作成 | 一式 |
| (5) 打合せ協議 | 一式 |

4 業務の期間

契約締結日から 令和4年3月18日まで

5 仕様書

林相判読実施業務仕様書

6 成果品

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 業務報告書 | 1冊（A4カラー版） |
| (2) 打合せ協議簿 | 一式 |
| (3) 本業務で整備されたデータ等 | DVD等1枚 |
| (4) その他、業務主任が求めるもの | 一式 |

林相判読実施業務

仕様書

1 業務概要

本業務は森林経営管理法に基づいた森林経営管理権集積計画等の作成を見据えて、貸与する航空写真データ等を活用して林相判読を実施し、林相区分図を作成する。

2 履行期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月18日まで

3 関係法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等を参照し実施する。

- (1) 森林法
- (2) 著作権法
- (3) その他関係法令、規則、通達等

4 業務主任

- (1) 本業務実施における本市の担当職員を業務主任とする。
- (2) 業務主任は、本業務の履行について確認を行い、作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

5 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務従事者を指示監督し、業務遂行に関して業務主任との連絡調整に当たる者を業務責任者として指定しなければならない。
- (2) 受託者は、前項(1)の業務責任者を指定したとき及び変更したときは、委託者に対し書面をもって通知しなければならない。

6 業務計画

受託者は、本業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに業務責任者届けを業務主任に提出し、業務主任者の承認を得なければならない。

7 貸与資料

本業務を遂行するにあたり、委託者は受託者に以下の各号に掲げる資料を貸与するものとするが、受託者は貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、破損等のないように慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、委託者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに委託者に貸与資料を返却する。

- (1) 森林調査簿（csv形式又はエクセル形式）
- (2) 森林計画図（シェープ形式）
- (3) 地形図（DXF形式又はTIFF形式）

- (4) 航空写真（TIFF形式、複数年分のオルソデータ、最新年の単写真（オルソ化前の写真データ）を含む）
- (5) 地番図（SIMA形式又はシェープ形式）
- (6) 林相判読対象データ（シェープ形式）
- (7) 札幌市森林経営管理制度進捗管理データベース（シェープ形式）

8 業務内容

(1) 林相判読

受託者は、別図に示す委託者が抽出した森林約1,400ha（約1,050小班）について、受託者の保有する機器を用いて航空写真を基に林相判読を実施し、実際の林相に合わせた区画を作成し、樹種や樹高を航空写真等から算出する。樹高については人工林（区画単位）で標準的な樹木の樹高を5本程度立体視する等調査し平均をとるものとする。また、森林整備実施の重要な指標となる樹冠疎密度についても区画毎に判読する。

樹種判読（林相判読は）はトドマツ、エゾマツ類、カラマツ類、その他針葉樹、広葉樹、無立木地の別に区分を行う。

なお、必要があれば国土地理院より公開されている過去の航空写真等を活用すること。

(2) 現地確認

トドマツ、エゾマツ類、カラマツ類と判読した箇所は樹高等の精度向上を目的として、各樹種任意に3箇所抽出し現地を確認する。

(3) GISデータ整備

(1)(2)で実施した内容をGISデータ（シェープ形式）にまとめて作成する。また、貸与する「札幌市森林経営管理制度進捗管理データベース（シェープ形式）」の林相判読実施状況を更新する。

9 成果品

- (1) 業務報告書（1冊）
- (2) 打合せ協議簿（1式）
- (3) 本業務で整備されたデータ等（DVD等1枚）
- (4) その他、業務主任が求めるもの。

10 納入場所及び検査場所

建設局みどりの推進部みどりの管理課

（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）

11 その他

(1) 業務遂行上の義務

受託者は、本業務を指定された期日までに完了しなければならない。

(2) 事故対策

ア 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに委託者へ報告しなければならない。

イ 受託者は、委託業務の遂行にあたり、不測の事故が発生し、本業務の遂行が不可能になっ

た場合は、委託者に報告し委託者の指示を受けること。

(3) 連絡調整

受託者は、常時業務主任と緊密な連携を保持し、業務の具体的な内容等について、委託者の指示を受けるものとする。

(4) 瑕疵担保

受託者は、業務完了後といえども、受託者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なおこれに要する経費は、受託者の負担とする。

(5) 関係官公庁への手続き等

受託者は、本業務実施のために関係官公庁への手続等が必要な場合は、委託者と協議のうえその指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を委託者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(6) 業務状況の報告

受託者は、本業務の各工程が終了する毎に、業務状況及び業務内容の報告を文書により行い次の工程に進むものとする。

(7) 成果品の帰属

本業務における成果品の帰属は、すべて委託者とする。受託者は委託者の許可なく使用、流用してはならない。

(8) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。守秘義務については、本業務が完了した後、又は契約が解除された後も同様に、以下の事項を遵守するものとする。

ア 業務を行う部屋の特定制と室外持出禁止

業務を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

イ パソコン等使用時の措置

パソコンを使用する場合は、ID又はパスワードによって業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

(9) 疑義

本業務の委託契約書及び仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(10) 打合せ協議

打合せ協議を着手時、成果納入時及び中間時(1回)に行うものとする。なお、本業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないよう緊密な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

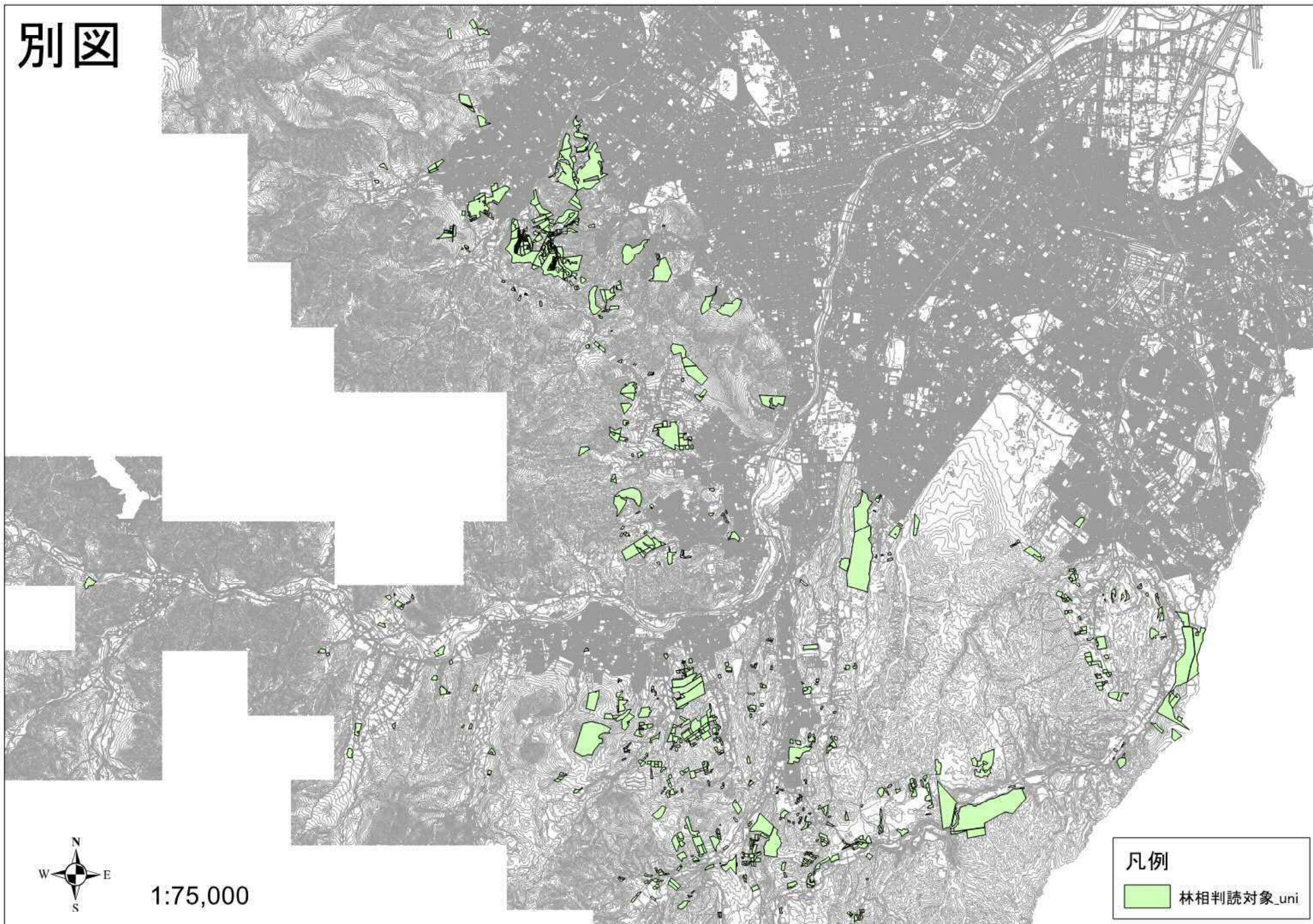
(11) 本業務の履行においては、委託者である札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。(環境局環境保全ホームページ参照)

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/shiyakusho.html

(12) 本業務の履行において使用する商品・材料等は、札幌市グリーン購入ガイドラインによること。(環境局環境保全ホームページ参照)

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html

別図



1:75,000

凡例

林相判読対象_uni

| 業務名 林相判読実施業務 | | | | | | |
|---------------|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総委託費 | | 円 | | | | |
| 設計委託費 | | 円 | | | | |
| 消費税相当額 | | 円 | | | | |
| 内 訳 | | | | | | |
| 名 称 | 細目 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
| 林相判読 | | 式 | 1 | | | |
| 現地確認 | トドマツ3箇所、エゾマツ類3箇所、カラマツ類3箇所 | 式 | 1 | | | |
| GISデータ整備 | | 式 | 1 | | | |
| 報告書作成 | | 式 | 1 | | | |
| 打合せ協議 | 初回、中間1回、納品時 | 式 | 1 | | | |
| 直接人経費計 | | | | | | |
| 間接経費 | | 式 | 1 | | | |
| 設計委託費 | | | | | | |
| 設計委託費 (再計) | | | | | | |
| 消費税相当額 | | | | | | 10% |
| 総委託費 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |